

小金井市立保育園の役割【委員からの意見】

項番	相談・支援・連携	保育の質	セーフティネット	サービスの拡充	その他
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な家庭の相談・支援・連携 ● 要保護児童の緊急避難的支援 ● 地域子育て拠点としての相談・支援・連携(特定妊婦含む) ● 関係諸機関との実務者会議・ケース検討会議の開催 ● 小学校との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な研修の実施 ● 巡回相談を主導 ● 現場・保育士の現状の把握 ● より質の高い教育・保育の提供 ● サービス拡充のための支援・研修・システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時や緊急時におけるセーフティネット ● 貧困・虐待・養育困難家庭の早期発見および対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 病児・病後児受け入れ ● 医療的ケア児・配慮の必要な児童への支援・受け入れ ● トワライライト事業の提供 ● 一時預かりの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワークの構築
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害や軽度障害を持つ子供の受け入れ態勢の強化と、配慮を必要とする子ども(医療的ケア児、障害児、多文化・多言語の児、養育困難家庭の児)やその保護者への支援 ● 支援が必要な家庭の早期発見及び対応 ● 小金井市教育支援センター回線に保育・運営支援センターを設置、拠点機能(民間保育園向け) ● 公立保育園での研修プログラムの充実と、民間保育園への共有(合同研修等) ● 民間保育園への定期的な巡回支援指導 ● 市独自の定期的な運営評価・指導 ● 地域子育て支援の拠点機能 ● 在宅子育て家庭への支援プログラムの提供 ● 園庭開放等による保育士による子育て相談 ● 子育て相談窓口の設置と専門家による支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質の維持・向上 ● 保育園における教育プログラムの確立 ● 特別支援教育や医療的ケアに関する専門性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における保育園型福祉避難所の確保と新たな感染症への対応、防災計画との連携 ● 医療的ケア児の受け入れに向けて体制の整備、モデル園の設置 ● 発達障害や軽度障害を持つ子供の受け入れ態勢の強化、基幹園の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的なデータ分析による保育の質の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士のメンタルヘルスケアや働き方改革の推進
3 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保育施設との連携と知の発信 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なニーズを持つ子どもを含む質の高い保育の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● インクルーシブ保育の実現に向けた知の集積(参考)
4 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子育て家庭を支援する役割 ● 地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割 ● 民間保育園との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割 ● グレージョーンの子どもを救う場所としての役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小金井市の保育を体現する役割 ● 保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割 ● 地域における子ども・子育て支援の拡充を図るために、地域の子ども・子育て支援を担う人材を育成する役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● セーフティネットとして保育の受け皿・最後の砦となる役割 ● 配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育園での受け入れを支援する役割 ● 災害時における福祉避難所の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者との保育における協議による保育の質を高める役割 ● 地域特性を生かした保育サービスを拡充する役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小金井市子どもの権利に関する条例」基づく、理念や想いを具現化出来る場として地域に存在する役割 ● “物理的にも心理的にも相談しやすい”場所としての役割

※ 項番3、4については、資料(別紙)からキーワードのみ抜粋

※ 項番3 資料

《多様なニーズを持つ子どもを含む質の高い保育の提供》

- ・公立保育園では、通常保育に加え、障がい児、医療的ケア児、要保護児、外国にルーツを持つ子どもといった、多様なニーズを持つ子どもを分け隔てなく受け入れることが求められる。
- ・上記のようなニーズを持つ子どもの保育を行うには、医療機関、療育機関、保健センターや学校、児童相談所等、子どもの育ちに関わるすべての機関とつながりながら保育をすすめる必要がある。
- ・行政機関である公立保育園は、上記の専門機関と連携をとりやすい位置にあり、市民生活を支える福祉支援の拠点となりうる。

《インクルーシブ保育の実現に向けた知の集積》 (参考)

- ・こうした多様なニーズを持つ子どもが、仲間と共に育ちあう保育は「インクルーシブ保育」と呼ばれ、そこでは職場内の連携を越えた、地域としての福祉の底上げが重要になる。
- ・子どもひとりひとりの発達する権利が保障され、どの子どもも排除されることのない保育・教育環境の実現、そして福祉の充実に向け、公立園は拠点園としての機能を果たすことが可能である。
- ・ただし、こうした取り組みは現場保育者だけでは難しく、インクルーシブ保育コーディネーターのような役職を公立園に配置すると共に、インクルーシブ保育について詳しい実践者・研究者のアドバイスを受けながら、進めていくことが望まれる。

《民間保育施設との連携と知の発信》

- ・多様なニーズを持つ子どもの保育は専門性の高いものであり、そこで得られた知見について、研修等を通して広く発信することは、地域の保育所、認定こども園、幼稚園等の運営に資するものとなる。
- ・さいわい小金井市近隣には、日本における保育学の研究の拠点となっている大学、短期大学、保育士養成校が複数ある。すでに様々な委員会で活躍されている研究者を含め、教育・福祉に関わる学識経験者の力を借りることで、より機能的な運営が可能となると考える。
- ・こうした連携事業を積極的に公開することは、これから子育てをしていく若い世帯に、安心して子育てできる市としての魅力を伝えることになる。また、養成校の連携を含め、市としてこうした取り組みを発信することは、保育士確保にもつながりうるものである。

※ 項番 4 資料

小金井市立保育園の役割について

	相談・支援・連携	保育の質	セーフティネット	サービスの拡充	その他
<p>地域の子育てを支援する役割 公立保育園は、地域の子育て支援拠点として、これまでに蓄積された公立保育園の知識や経験、技術を生かしていくことができる。 子育て家庭への支援に関する知識や技能の習得に取り組みにより、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子育てに関する身近な相談の場を提供する。 また、地域の仲間づくり、遊びのひろばとして園庭解放や子育てで親しい交流の機会を提供するなど、保育園に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図る。 →なお、近年園庭を持たない保育園が増えていくが、公立保育園は乳幼児が遊ぶための十分な広さ及び遊具施設を保持し、地域においての安全安心に遊ぶ場所を提供している。</p> <p>地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割 子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、地域に開かれた身近な保育施設として、次世代育成支援（小中学生の体験学習や実習生の受け入れなど）等に取り組んでいく役割を担う。 また、子育て相談の対応や民間保育園への支援などを行うにあたり、地域での課題解決のため、子育て支援に関わる様々な関係各機関（児童館・児童発達支援センター等）、学校、民生委員、地域住民等と連携する役割を担う。 →児童館の乳児親子に対する看護師派遣指導も含む。</p>	<p>小金井市の保育を体現する役割 小金井市が直接的に保育の運営、監督が可能な公立保育園は、市の保育基準を体現する基幹園となる。公立保育園で長い年月をかけて受け継がれ培われてきた保育（保育や保育観、知識、経験、技能）は、小金井市の保育と云える。 からこそ、公立保育園の保育は小金井市の保育の原点であることを示すことができる。 →例：乳児の行事参加の考え方、運動会ではなくプレーヤーであること、看護師による保健指導（おしりふき・プライベートゾーン・いのちの教育等）</p> <p>保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割 公立保育園は保育士の離職率が低く、経験豊富なベテラン保育士と若い保育士がバランスよく配置されている。そのため、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、長い年月をかけて公立保育園で培った保育を今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保につなげていく。</p>	<p>セーフティネットとして保育の受け皿・最後の砦となる役割 災害発生時や民間保育園の撤退など、不測の事態の発生の際、公立保育園が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図る。 例えば、配慮が必要な子ども、医療的ケア児など手厚い配慮が必要な子どもは、利益面や保育体制等の運営面から民間保育園が率先して担うことが困難な場合があるため、公立保育園は常に子どもを受け入れる体制を整備する。 公立保育園は保育の最後の砦として、あらゆる子どもを受け入れる役割を担う。 →近年などない保育の緊急保育等</p> <p>配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育園での受け入れを支援する役割 困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる。医療ケア児、障害、発達支援が必要な児童、児童虐待、DV、食物アレルギー、外国籍児童 など、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保する。公立保育園は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことから、積極的に受け入れ体制を確保する役割を担う。 更に、障害のある子どもの受け入れにあたっては、保育園での集団生活により他の子どもとも互いに育ちあい、成長していきけるよう、適切な受け入れ体制を確保するとともに、民間保育園においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る。</p>	<p>保護者との保育における協議による保育の質を高める役割 小金井市には公立保育園の保護者と市担当者（小金井市公立保育サービスについて協議を行う場）が定期的に保育サービスについて協議を行う場がある。公立保育園のニーズや希望が伝えられる場があることにより、公立保育園が市民参加による地域に根ざした保育を体現する役割を担う。保護者も我が子のことのみならず、地域全体の保育を考えたきつかけとなり、単なるサービス受益者に留まらず、協同しての保育サービス作りのきつかけとなっている。それらが小金井市全体の保育の質を高める一端としての役割に寄与している。</p> <p>地域特性を生かした保育サービスを拡充する役割 小金井市では今後10年間（25～35年）は0～4歳の子どもはこれまで大きく減少せず、微増傾向になると示されており、また令和5年の農地法改正により農地を転用して売買する動きも活発化しており、一部地域では新築戸建が増加傾向にある。 こういった小金井市の情勢や子育て世帯が多いエリアなどの地域特性も顧み、需要と供給のバランスを考えたうえで、基幹園として必要な機能をもった公立保育園を適正に設置し、市全体の保育ニーズに応え、必要なサービスを提供していく。</p>	<p>「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づく、理念や想いを具現化出来る場として地域に存在する役割 公立保育園が、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとしての子どもの権利条例を具現化し実現できる場として、そのビジョンや責任を公的な機関として保有し存在し続けていく。</p>	

小金井市

<p>民間保育園との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割</p> <p>時代の流れとともに保育のニーズは変化し、また、近年その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、広い視野をもつた対応が求められている。</p> <p>こうした状況に対応するため、公立保育園で蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験とを共有する。保育園や保育士間での交流や情報交換などにより、公立保育園と民間保育園の連携を図り、地域全体の保育の質の向上に向けて取り組む。</p> <p>また、民間保育園との共同研修等により保育士の育成などに努めるなど、市全体の保育力の底上げにより、保育の質を確保しつつ向上を図る。</p>	<p>地域における子ども・子育て支援を図るために、地域の子ども・子育て支援を担う人材を育成する役割</p> <p>公立保育園における保育の実践により蓄積された経験や実績により、民間保育園等に援助業務を担える人材の育成を行う。</p> <p>また、公立保育士が子どもへの保育だけでなく、巡回指導や研修企画等様々な業務経験を積むことで、保護者等市民に対する傾聴やコミュニケーション能力、説明責任等の技術や能力の向上を図るとともに、行政に携わる専門職としての意識の醸成を図る。小金井市の保育の基本となる指針や手引き等の作成を担う等、小金井市保育行政の中心となる人材の育成を行う。</p> <p>→他市では現場保育士が庁舎(保育課)勤務も経験して現場に戻るキャリア形成をする例あり。</p>	<p>災害時における福祉避難所の役割</p> <p>公立保育園は介護福祉施設及び障がい者福祉施設とともに、災害発生時の福祉避難所として指定されている。</p> <p>災害発生時に、一般の避難所や自宅避難においての生活が困難な妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難受け入れ場所としての役割を果たす。</p>	<p>“物理的にも心理的にも相談しやすい”場所としての役割</p> <p>各自治体には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が求められている。児童福祉法の一部改正の内容には「子ども家庭センターの設置及び身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備」とあり、具体的に、『未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯にとって、物理的にも心理的にも相談しやすい相談支援機関を、保育所等の身近な子育て支援の場を活用して、地域住民が日常生活を営んでいる区域ごとに整備するよう努めなければならない』とあり、現在の公立保育園の立地状況は、このまま相談機関としての機能を果たすのに最適ではないかと考える。</p>
<p>グリーゾンの子どもを救う場所としての役割</p> <p>生活上特段困るわけではないが発達障害の傾向があるといついわゆる「グリーゾン」の子どもに対し、保育士が保育のプロとして子どもの発達傾向に早期に気づき、保護者との共有から行政との連携をスムーズに行う。</p> <p>また、そのノウハウを民間保育園とも共有し、市全体の保育力の底上げにより、保育の質を確保しつつ向上を図る。</p>			